

○農林水産省告示第五百五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十二の規定に基づき、平成二十八年九月八日農林水産省告示第千七百十二号（カナダから発送されるとうがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和三年四月六日
農林水産大臣 野上浩太郎